

最高裁秘書第836号

令和3年3月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮詢について（通知）

2月19日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

法律関係の出版社、弁護士会その他の民間機関に対し、どのような基準で裁判例を提供することになっているかが分かる文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第1000号

令和3年4月2日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

法律関係の出版社、弁護士会その他の民間機関に対し、どのような基準で裁判  
例を提供することになっているかが分かる文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年2月24日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）謝問第44号

(2) 謝問日

令和3年3月26日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1001号

令和3年4月2日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

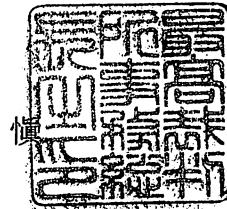
諮問番号 令和2年度（最情） 諮問第44号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年3月26日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

法律関係の出版社、弁護士会その他の民間機関に対し、どのような基準で裁判例を提供することになっているかが分かる文書（最新版）

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和3年2月19日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

民間の法律関係の出版社等から最高裁判所に対し、最高裁判所の判決書の提供を求められた場合には、当該判決書の先例的価値の有無・程度、利用目的等を踏まえ、その都度、提供の可否等を判断しており、開示申出にあるような基準は存在しない。したがって、本件開示申出に係る文書は作成又は取得していない。

念のため、最高裁判所内において、本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。

よって、原判断は相当である。